

原告に対する宮城刑務所長の措置の違法を認める
(仙台地裁2020年5月13日判決／判タ1474号32頁)

2020年10月2日

弁護士 野 呂 圭

1 はじめに

2020年5月13日、仙台地方裁判所第2民事部（中島基至裁判長）は、宮城刑務所が受刑者に対して行った5つの措置について、国家賠償法1条1項の違法を認める判決を言い渡しました（双方控訴せず確定）。同判決は、判例タイムズNo.1474（2020年9月）に掲載されました。

以下、この5つの行為について報告します。

2 差入物品の検査・交付遅滞

一つ目は、差入物品の検査・交付遅滞です。

宮城刑務所では、外部の者から受刑者に差入物品があった場合には、差入の可否について検査した上で宮城刑務所長が許可した物品に限り、受刑者に交付されます。

多数の受刑者を抱える宮城刑務所において、差入物品の検査・交付に一定の時間を要することはやむを得ないでしょう。しかし、本件では、差入がなされてから検査完了・交付まで5ヶ月以上の期間を要しました。被告国は、検査・交付が遅れた理由として、差し入れられた付箋の取扱についての検討と担当職員の業務遅滞であったと主張しました。しかし、付箋の取扱の検討に何ヶ月も要するとは常識では考えられません。また、担当職員の業務遅滞も当該職員に過度な業務負担がかかっていたのだとしても、それは刑務所の組織の問題（担当職員の数を増やすなど対応は可能だった。）ですので、遅滞の正当化理由にはなり得ません。

判決も、「検査期間の長短、必要な検査の内容及び性質、被収容者が被る不利益等を総合考慮すれば、宮城刑務所長による本件差入物品の検査に係る期間は、刑事施設の管理運営という観点から、当該検査をするために必要とされる合理的

な期間を明らかに超えている」として、「職務上の法的義務に違背して遅滞したものであり、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして国賠法1条1項の適用上違法である」と判断しました。

3 雑誌の閲読制限と無関係な頁の削除

二つ目は、雑誌の一部閲読制限の方法として当該制限部分の頁を削除した結果、閲読制限頁（185頁）の裏面の頁（186頁）で、閲読制限とは無関係の内容が掲載されている頁までをも削除してしまい、当該頁を閲読する権利を侵害されたということです。

刑事施設の長（宮城刑務所長）は、差し入れられた雑誌等の書籍について、内容を検査し、一定の事由が認められる場合には、当該部分の閲読を禁止することができます（刑事施設被収容者処遇法70条1項）。もっとも、当該部分の閲読を禁止する場合であっても、その方法は必要かつ合理的な範囲にとどまらなければなりません。

本件では、閲読禁止とされた185頁の裏にも186頁があり、同頁は閲覧禁止とされていませんでした。このような場合には、宮城刑務所長は、閲読禁止した185頁を黒塗りするなどして抹消し、裏の頁を閲読できるようにしなければなりません。しかし、宮城刑務所長は、それを怠って、頁を削除してしまったのでした。

判決も、「矯正処遇の適切な実施において放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められる場合においても、その制限の程度は、上記の障害発生の防止のために必要かつ合理的な範囲にとどまるべきものであるから、上記抗争事件等が掲載されていない裏頁までも併せて削除することが、その防止のために必要であるとした判断には、合理性を認めることはできない。したがって、本件一部抹消措置のうち、本件書籍の186頁まで削除した措置は、国賠法1条1項の適用上違法であると認めるのが相当である。」と判断しました。

4 雑誌や新聞記事の宅下げ不許可

残りの3つは、宮城刑務所長が原告の雑誌や新聞記事の宅下げ申請を不許可にした措置は違法ということです。

刑事施設被収容者処遇法50条は、被収容者が、保管私物又は領置されている金品について、外部の者への交付を申請した場合には、同条の例外事由に該当しない限り、これを許すものとする規定しています。同条の例外事由は、①交付により、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき、②被収容者が受刑者である場合において、交付により、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき、③被収容者が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法の定めるところにより交付が許されない物品であるときです。

ところが、宮城刑務所では、達示で、釈放後の社会生活上必要と認められること又は法律上の権限を有する機関による権利救済を求めるため必要と認められることという宅下げ許可の要件を定めて運用していました。これは、当該要件に該当しない限り宅下げ申請を不許可にするという運用であるため、法律が宅下げ不許可の要件を限定している趣旨を逸脱するものでした。

判決は、法50条の趣旨を踏まえ、原告が宅下げ申請した雑誌や新聞記事は社会において一般に販売されているものであるところ、それらの宅下げ（交付）によって、宮城刑務所の規律及び秩序を害するおそれがあるとは認められず、また、原告の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるものとも認められないとして、宅下げ不許可を違法と判断しました。

ところで、宮城刑務所では、受刑者が雑誌や新聞等の交付を申し出る際に、「閲覧後の新聞紙及び雑誌は廃棄します。」と印字された交付申出書に署名指印する必要があります。そのため、宅下げ申請は、廃棄の同意の撤回を意味します。

この点、被告国は、廃棄に係る同意を撤回することを許すと、宅下げの検査業務が逼迫するなどと主張していましたが、判決は、そのような事情を考慮したとしても、刑事施設被収容者処遇法50条の例外事由には該当しないと判示して、被告国の主張を退けました。

以上